

今後の都立図書館のあり方

～ 社会経済の変化に対応した

新たな都民サービスの向上を目指して～

平成14年1月

都立図書館あり方検討委員会

報告にあたって

都立図書館あり方検討委員会は、平成 13 年 4 月に、都立図書館が担うべき役割や機能、サービス、運営体制など「今後の都立図書館のあり方」を検討するために設置されました。

都立図書館の歴史は、明治 41（1908）年に東京市立日比谷図書館が開館したことに始まります。その後、昭和 48 年に中央図書館が開館し、昭和 62 年に、都立八王子、立川、青梅の 3 図書館を再編・統合し、多摩図書館が開館して、現在の都立 3 館体制となりました。その間、都立図書館は、区市町村立図書館への協力支援、高度・専門的なレファレンスサービス、児童サービス、視覚障害者への対面朗読サービス等、数々の先駆的なサービスを展開してきました。

しかし、都立図書館の将来に目を向けると、情報通信技術の急速な進展、区市町村立図書館の充実など社会経済環境の変化を踏まえた新たなサービスを実施していくことが、重要な課題となっています。

本委員会では、こうした都立図書館の現状と課題を幅広い視点から 10 か月にわたり、鋭意検討を重ねる一方、都立図書館協議会や区市町村等の関係者にも検討状況を説明し、御意見を伺ってまいりました。都民サービスの向上と運営の効率化の視点から議論を積み重ねた結果、都立図書館の役割を明確にし、新たな都立図書館のあり方を示して、ここに報告書をまとめる運びとなりました。本報告書が、社会経済環境の変化に対応した新たな都立図書館の実現に向けて、今後の都立図書館のあり方の指針となるものと確信しています。

平成 14 年 1 月 23 日

都立図書館あり方検討委員会委員長

押切 重洋

目 次

第1章 都立図書館を取り巻く環境の変化	1
1 情報通信技術の飛躍的な進展	1
2 区市町村立図書館の充実	1
3 行政改革、地方分権の進行	4
第2章 都立図書館の現状と課題	5
1 都立図書館の現状	5
2 都立図書館の課題	6
(1) 高度情報化への対応	6
(2) 学校への支援	8
(3) 行政の中での図書館の役割	9
(4) 都立図書館と区市町村立図書館	9
(5) 中央図書館と多摩図書館の運営	11
第3章 都立図書館の目指すもの	13
1 都立図書館の役割とサービス	13
(1) 広域的・総合的な住民ニーズに応えるサービス	13
(2) 区市町村立図書館への支援	14
(3) 図書館相互協力ネットワークづくり	14
2 広域的・総合的情報拠点としての都立図書館	15
(1) 高度・高品質な情報サービスの提供	15
(2) 学校との協力・連携	16
(3) 政策立案の支援と都政情報の提供	17
3 地域の情報拠点化を目指す区市町村立図書館への支援	17
(1) 協力事業の推進	17
(2) 新たな相互協力ネットワークの提案	19
4 都立図書館の運営体制と機能	20
(1) 一体的運営の強化	20
(2) 地域分担から機能分担へ	22
おわりに	25
- 都民の活力を高める情報拠点として	

< 参考資料 >

- 1 都立図書館の基本統計
- 2 都立図書館のあるべき姿（概念図）
- 3 今後の都立図書館の運営について
- 4 情報通信技術を積極的に活用した図書館サービスの将来
- 5 政策立案支援サービスイメージ図
- 6 都立図書館あり方検討委員会設置要綱
- 7 都立図書館あり方検討委員会委員・幹事名簿
- 8 都立図書館あり方検討委員会検討経過

第1章 都立図書館を取り巻く環境の変化

1 情報通信技術の飛躍的な進展

情報通信技術の急速な進展によって、国境を越えて情報が瞬時に飛び交う時代が到来した。情報サービスの拠点である図書館においても、情報が紙やマイクロフィルム、CD-ROM等の媒体に固定された資料の提供にとどまらず、情報が媒体に固定されていないインターネット上の情報等も提供できるハイブリッド（混合型）な図書館サービスが期待されている。

また、パソコンや携帯電話が普及し、資料の電子化やインターネットを利用した情報発信が進む中、都民の情報へのアクセス方法も変化し、図書館に行かなくても、蔵書検索や閲覧予約などの図書館サービスが受けられるようになってきた。しかし、一方では、情報を持つ者と持たない者との格差（デジタルデバイド）が生じるなど、高度情報化がもたらす新たな問題も表面化してきている。こうした環境の変化の中で、図書館が提供する情報サービスの質的充実や利便性の向上への期待がさらに高まるとともに、デジタルデバイドを解消していく役割も期待されている。

2 区市町村立図書館の充実

東京都内には、2館の国立図書館（国立国会図書館（注1）・国際子ども図書館（注2））、3館の都立図書館（中央図書館・日比谷図書館・多摩図書館）が設置されている一方、地域住民のための直接サービスを担っている区市町村立図書館も391館が設置されている（平成13年4月現在）。

（注1）国立国会図書館

国会議員の職務遂行に資するため、また行政及び司法の各部門、国民に対して図書館奉仕を提供することを目的として、昭和23年に千代田区に設置された。わが国唯一の納本図書館であり、蔵書数は約730万冊。平成14年10月には、国立国会図書館関西館（仮称）の開館が予定されている。

（注2）国際子ども図書館

子どもたちに読書のおもしろさや図書館の世界に親しむきっかけを与えることを目的として、わが国初の国立の児童書専門図書館として、平成12年に台東区に部分開館した。

区市町村立図書館は地域に密着した第一線図書館として、資料貸出し、児童サービス等の図書館サービスを展開し、順調な発展を遂げてきた（<表>参照）。中央図書館の開館時（昭和 48 年）、多摩図書館の開館時（昭和 62 年）及び現在を比較すると、昭和 46 年から昭和 51 年にかけての「東京都の図書館振興策」^{（注 3）}もあって、図書館数、総蔵書数、総貸出冊数とも増加し、近年では、蔵書数が、単館で 50 万冊を超える規模の区市町村立図書館も増えている。

<表> 区市町村立図書館と都立図書館の図書館数等の推移

	区市町村立図書館			都立図書館		
	図書館数	総蔵書数	総貸出冊数	図書館数	蔵書数	協力貸出図書数
昭和 48 年度	131	4,970,929	12,360,949	5	682,663	3,334
昭和 62 年度	318	22,828,247	48,649,539	3	1,729,110	34,827
平成 12 年度	391	37,830,053	75,981,404	3	2,584,702	135,099

出典：「東京都公立図書館調査」（東京都公立図書館長協議会）等

それとともに、区市町村立図書館では、例えば、かつての自動車巡回文庫によるサービス拠点が当該自治体の中心館の分館として整備されるなど、自治体内の図書館ネットワーク化が進み、住民が近くの分館で中心館の資料を予約して借りたり、返却したりできるようになるなど、図書館間の利便性も高まっている。

（注 3）東京都の図書館振興策

昭和 45 年に都が「図書館政策の課題と対策：東京都の公共図書館の振興施策」としてまとめ、昭和 46 年に東京都中期計画として発表された。区市町村立図書館は、図書の貸出しと児童奉仕に重点を置くことや蔵書の充実を目指すことを提言している。新館建設費や図書購入費の都による補助によって、都内の区市町村立図書館建設が促進され、図書館の貸出しサービスが飛躍的に発展する契機となった。

また、区市町村立図書館では、地域住民のニーズに応える資料の予約サービスをはじめ、近年では住民の調査研究へのレファレンスサービスや展示会、講演会・講座の開催など、地域に密着した公立図書館として、多様なサービスが展開されており、量的な面だけでなく、内容面でも充実してきている。

こうした中、さらに幅広い住民ニーズに柔軟かつ効率的に応えるために、複数の自治体の区市町村立図書館が協定を結び、地域のブロック化、ネットワーク化に取り組むことで、住民が他の自治体の図書館でも、資料を利用したり借りたりすることができる広域利用や、自治体間で資料の貸借を行い、利用者に提供する相互貸借など、図書館サービスの向上を目指す動きもみられる。

< 区市町村立図書館における主な広域利用等の取組例 >

第2（城北）ブロックの4区（文京・北・台東・荒川）

- ・ 資料の相互貸借
- ・ 雑誌の分担保存
- ・ 協力車の運行

第5（江東）ブロックの5区（墨田・江東・足立・葛飾・江戸川）

- ・ 資料の相互貸借
- ・ 雑誌の分担保存

四市行政連絡協議会（武蔵野・三鷹・小金井・西東京）

- ・ 広域利用

多摩北部都市広域行政圏協議会の5市

（小平・東村山・西東京・清瀬・東久留米）

- ・ 広域利用
- ・ 図書館職員の合同研修

旧西多摩地域4市3町1村

（青梅・福生・羽村・あきる野・瑞穂・日の出・奥多摩・檜原）

- ・ 広域利用

3 行政改革、地方分権の進行

今日、行政全般に対し、迅速性、コスト意識の徹底をはじめとした効率的、効果的な運営が求められている。

東京都においても、「都庁改革アクションプラン - 都政改革ビジョン - 」(平成 12 年)等に基づいて、成果やスピードを重視する視点からの改革が行われ、平成 13 年度から行政評価制度も本格的に導入された。行政評価制度は、都政における「政策立案 - 事業執行 - 検証・評価 - 見直し」のサイクルを再構築し、施策・事業を不断に見直し、成果重視の都政への転換を図ることを目的としている。都立図書館も、こうした視点からの改革が求められているところであり、平成 13 年度には行政評価制度の対象にもなった。

他方で、平成 12 年 4 月には、いわゆる「地方分権一括推進法」が施行されるなど、直接的な行政サービスを行う基礎的自治体としての区市町村の役割への期待は増大しつつある。

こうした社会経済環境の変化の中、都立図書館が広域的自治体の図書館として果たす役割を明確にし、効率的な運営のもとで、区市町村と連携した質の高いサービスを都民に提供していくことが期待されている。

第2章 都立図書館の現状と課題

1 都立図書館の現状

都では、都立図書館として、中央図書館（港区）、日比谷図書館（千代田区）及び多摩図書館（立川市）を設置している。現在、この3館がサービス地域や機能を以下のように分担しながら、運営を行っている。

(1) 中央図書館（入館は16歳以上が対象）

- ア 区立図書館及び島しょ地域への協力支援（図書の貸出し、調査活動及び研修への援助）
- イ 都民の調査・研究活動への援助
- ウ 図書館未整備地域（島しょ）への補完サービス
- エ 広範囲にわたる資料の収集及び長期保存

(2) 日比谷図書館（入館は年齢制限なし）

- ア 昼間人口が密集している地域での個人貸出し
- イ 児童・青少年資料に関するサービス
- ウ 視聴覚資料に関するサービス

(3) 多摩図書館（入館は13歳以上が対象）

- ア 多摩地域の市町村立図書館への協力支援（資料の貸出し、調査活動及び研修への援助）
- イ 都民の調査・研究活動への援助
- ウ 図書館未整備地域（町村部）への補完サービス
- エ 広範囲にわたる資料の収集及び有期保存

平成12年度末現在、都立図書館全体では約258万冊の図書、約1万3000タイトルの新聞・雑誌等を所蔵している。こうした資料群を活用し、年間約21万件のレファレンスサービスや約13万5000冊の区市町村立図書館への協力貸出しを実施しており、入館者数は約130万人である。また、中央図書館と多摩図書館は個人貸出しを行っていないが、日比谷図書館の個人貸出し

は、約 25 万 5000 冊である。(平成 12 年度実績)

都立図書館では、平成 11 年度に新電算システム「METLICS」(注4)を導入し、同時に都立図書館ホームページを公開した。これにより、24 時間どこからでも蔵書検索や電子メールによるレファレンス受付、インターネットによる協力貸出し申込み等の図書館サービスが可能となり、利用者の利便性の向上が図られた。平成 13 年末現在、ホームページのトップページへのアクセスは、100 万件を超えている。

2 都立図書館の課題

(1) 高度情報化への対応

ア 出版物の量と質の変化

平成 12 年度の全国の新刊書の出版点数は約 6 万 5000 冊となっており、5 年前の平成 7 年度の出版点数に比べ、約 1 割増加している。一方、厳しい都財政の中、都立図書館の資料購入費もその例外ではなく、平成 13 年度予算では、最も多かった平成 7 年度予算の約 6 割となっている。こうした状況から、近年、都立図書館の新刊書の収集率は低下しており、今後、閲覧サービスはもとより、広域的自治体の図書館に期待される高度・専門的なレファレンスサービスや区市町村立図書館への協力事業に与える影響が懸念されている。このため、従来の資料収集方針を見直し、都立図書館が、広域的立場から収集すべき資料の収集率を向上させる必要がある。

(注4) METLICS

第 2 期都立図書館コンピュータシステム：METROPOLITAN LIBRARY COMPUTER SYSTEM の略。
平成 12 年稼動、クライアント・サーバ方式の新システム

(注5) 電子出版、電子ジャーナル

これまで紙媒体で刊行されていたものを、電子的な手段で作成し、インターネットを通じて提供・流通させるもので、図書については「電子出版」、雑誌については「電子ジャーナル」と一般的に言われている。

一方、最近では CD-ROM 等の電子資料に加え、電子出版、電子ジャーナル(注5)等、図書館が扱う資料の領域が拡大している。また、インターネット上の情報も次々発信されていることから、こうした資料や情報を視野に入れた資料の収集・提供が求められている。

イ 情報通信技術を活用したサービス

パソコンや携帯電話等の情報通信技術が普及する中で、図書館の利用にも変化が起きている。今まで、都立図書館に問い合わせなければ、わからなかった蔵書調査が、都立図書館のホームページを通じて、24 時間どこからでも調べられるようになり、利用者自身が、直接調査してから来館するなど、図書館の利用も効率的になってきている。

今後の都立図書館は、こうした都民のライフスタイルの変化に対応したノンストップ・ワンストップの図書館サービス(注6・7)を提供していくことも求められている。こうしたサービスの一例として、電子メールによるレファレンス受付等が既に行われている。今後、さらに都民の利便性を高めるために、貴重資料や都政資料の電子化や区市町村立図書館の蔵書検索とのネットワーク化等についても、早期に対応を図ることが必要になってきている。

(注6) ノンストップの図書館サービス

「ノンストップサービス」とは、利便性の高い場所に設置された365日24時間の行政サービスをいう。ノンストップの図書館サービスとして、ホームページを通じて行われている、蔵書検索・電子メールによるレファレンスの受付・その他の情報提供がある。

(注7) ワンストップの図書館サービス

「ワンストップサービス」とは、利用者にとって一箇所ですべての用件が簡便な手続で済むためのサービスをいう。ワンストップの図書館サービスとしては、蔵書検索の結果からコピー申込み、閲覧予約の申込み、文献配送申込みなど、一連のサービス手続がホームページ上でスムーズに行えるシステムが想定される。

(2) 学校への支援

ア 学習活動等への対応

学校教育においては、平成 14 年度から「学校週 5 日制」のもとで、「新学習指導要領」が実施され、自ら学び考える力などの生きる力の育成が求められている。

また、一方では、子どもの読書離れが進んでいる。OECD が、世界 32 か国を対象に行った生徒の学校到達度調査によれば、読書については、「趣味としての読書をしない」と回答した日本の子どもは約 53% であり、参加国中最も高いという結果が出た。中央教育審議会の答申においても、読書指導の重視や読書の推進が指摘されており、国においては、平成 13 年 12 月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(注 8) が制定された。

こうした中で、「総合的な学習の時間」での「調べ学習」への支援や、週末のゆとりを活かしての公立図書館利用、子どもの読書活動の推進等、公立図書館と学校との一層の連携・協力が必要となっている。

イ 司書教諭の配置

平成 9 年に「学校図書館法」が改正され、平成 15 年度から学級数が 11 学級以下の学校を除くすべての学校に司書教諭が配置されることとなった。東京都教育委員会では、司書教諭資格取得の講習を計画的に行うとともに、学校司書の切替選考(平成 14 年度から開始)等、司書教諭の配置に向けての準備を進めている。今後、「総合的な学習の時間」等の学習指導を充実するために、資料や情報についての知識を持ち、調査・研究を支援する能力を備えた司書教諭の育成が急務であり、都立図書館がそのための支援を行うことが期待されている。

(注 8) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)

子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、国、地方公共団体の責務を明記し、子どもの読書活動推進基本計画の策定や子ども読書の日等について定めている。

(3) 行政の中での図書館の役割

都を取り巻く社会経済環境や都民ニーズの変化を、迅速かつ的確に捉え、施策に反映させていくためには、政策立案機能の充実が必要である。都立図書館は、長年にわたって、整理、蓄積された豊富な情報量と的確なレファレンスにより、都政全体に関わる政策立案を支援する役割を充実していくことが期待されている。

現在、都立図書館では、都及び区市町村の行政資料（公文書を除く。）を幅広く収集し、都民や区市町村立図書館、都庁の各部局が、便利に利用できるようデータ入力を工夫するとともに、よりよい状態での保存に努めている。行政資料と豊富な所蔵資料等を活用したレファレンスや資料提供により、政策立案への支援や都民の都政への理解を深めることは、行政機関である都立図書館の機能の一つである。

その具体的な取組として、都立図書館では、平成 11 年度から、主に都庁の各部局を対象に、政策立案支援サービスを開始した。しかし、現在、全庁的に広く利用されるまでには至っていない。その原因として、METLICS と TAIMS（都庁内ネットワークシステム）が相互に連動していない、サービスの受付がファクシミリや電話に限定されている等、政策立案支援サービスが利用しやすい環境が整っていないこと、都立図書館がこうしたサービスを行っていることが、各部局に十分浸透していないことが考えられる。

(4) 都立図書館と区市町村立図書館

ア 役割分担

平成 13 年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が、文部科学大臣から告示された。その中で、市町村立図書館と都道府県立図書館の役割については、以下のように示されている。

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して

資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内図書館の連絡調整等の推進に努めるものとする。

都立図書館は広域的立場から、都民全体へのサービスを提供し、区市町村立図書館を支援する図書館であり、地域住民のニーズに応え、直接サービスを行う区市町村立図書館とはおのずと役割は異なる。

しかし、現状では、例えば、都立図書館でも個人貸出しを行っているなど、サービス面で区市町村立図書館との重複があり、両者の役割分担が明確になっていない。このため、都民に、都立図書館と区市町村立図書館との役割や機能、サービス内容の違いが十分理解されていない面がある。

イ 協力事業

都立図書館は区市町村立図書館への協力事業の一つとして、区市町村立図書館では収集・収蔵することが困難な資料を区市町村立図書館に貸し出す「協力貸出し」を行っている。

また、広域的立場から、「区市町村立図書館 ISBN 総合目録」(注9)や「区市町村立図書館新聞・雑誌総合目録」(注10)を取りまとめるなど、限られた条件下ではあるが、区市町村立図書館間の相互貸借のしくみづくりに一定の役割を果たしている。

(注9) 区市町村立図書館 ISBN 総合目録

都内公立図書館間の資料の相互貸借の促進を目的に、開発運用された ISBN (国際標準図書番号) を検索項目とした図書の総合目録。平成 13 年 12 月現在、14 区 28 市町村が参加している。

(注10) 区市町村立図書館新聞・雑誌総合目録

都内公立図書館間の相互協力やレファレンスに役立つことを目的にまとめられた新聞・雑誌の総合目録。平成 12 年度から、都立図書館のホームページで公開している。平成 13 年 4 月末現在、約 3500 タイトルを収録している。

しかし、現在の相互貸借は、都立図書館から区市町村立図書館への協力貸出しが中心であり、区市町村立図書館間の相互貸借も行われるようになってきているとはいえ、都内の全ての自治体が参加するに至っていない。区市町村立図書館が、利用者の多様な資料ニーズに応え、迅速かつ的確な資料提供を行っていくためには、都内公立図書館が所蔵している資料を相互に有効活用していく必要がある。今後の都立図書館は、こうした全都的な相互協力ネットワークのしくみづくりに向けて、さらなる条件整備を行うとともに、区市町村立図書館間の調整を果たす役割を担っていくことが求められている。

また、協力貸出し以外では、区市町村立図書館職員を対象としたレファレンス研修等の協力事業を行っている。しかし、協力事業が協力貸出しを中心に展開されてきたこともあり、例えば、「研修会への講師派遣」や「資料保存技術の提供」等の区市町村立図書館の期待に応える協力プログラムが十分とは言えない。

(5) 中央図書館と多摩図書館の運営

ア 地域分担の問題点

昭和 62 年に、多摩地域の都立図書館 3 館（八王子・立川・青梅）が再編・統合され、現在の都立多摩図書館が誕生した。それ以来、中央図書館が区部及び島しょを、多摩図書館が多摩地域の市町村を担当し、それぞれが総合的な図書館（以下、総合館）として運営を行ってきた。その後、社会経済環境は変化し、都民ニーズも多様化、高度化してきた。

こうした状況に応じていくためには、都立図書館は広域的・総合的な視点から、区市町村立図書館への協力支援や高度・専門的なレファレンスを充実し、情報通信技術を活用した新たなサービスを行っていくことが必要である。

しかし、従来地域分担では、限られた財源、人的資源を、こうしたサービスに重点的に投入していくことが困難となっている。このため、効率的運営の視点から、都立図書館として統一された運営方針の

もとで、中央図書館と多摩図書館の機能を見直し、再構築することが急務である。

イ 収集方針

中央図書館と多摩図書館とが、互いに総合館として運営していくためには、同じ資料を一定程度重複して購入することが必要であった。両館とも、措置された予算の中で、様々な工夫を行って、資料の収集に努力してきたが、年々新刊書の収集率が低下してきている。今後、資料を重複して購入する体制のもとでは、専門書や高価本などを幅広い分野にわたり収集することが困難となり、広域図書館に期待される高度・専門的なレファレンス機能、区市町村立図書館や都民のニーズに応える資料提供に支障が生じることが予想される。このため、従来の収集方法を見直し、都立図書館として一元化した新たな収集方針を策定することが必要となっている。

ウ 書庫管理

都立図書館3館では、図書、新聞・雑誌等を含め一年間に約9万冊の資料が増加しており、これらの資料を収蔵するため、書架の増設や多摩図書館における有期保存等による収蔵の工夫を行ってきた。しかし、収集、保存、再活用の方針が都立3館で相互に調整された一元的なものではなく、限られた書庫容量の中での効率的、効果的な収蔵が、必ずしも行われてこなかった。

このため、都立図書館の書庫は、平成15年度末には中央図書館が、平成18年度末には多摩図書館が満杯になる見込みであり、収集方針、保存方針、再活用方針の見直しも含めた総合的な書庫管理対策が喫緊の課題となっている。

第3章 都立図書館の目指すもの

1 都立図書館の役割とサービス

まず、都立図書館と国立国会図書館、区市町村立図書館との役割を明確にすることが必要である。

都立図書館の主な役割は、高度・専門的なレファレンス等、広域的・総合的な住民ニーズに応える図書館サービスと、「図書館の図書館」として区市町村立図書館に対して行う協力支援であると言える。

国立国会図書館は国内唯一の納本図書館として、資料を半永久的に保存している。国会の立法調査への支援を行うとともに、国民への資料提供の最後のよりどころとして、全国的な図書館サービスが期待されている。

区市町村立図書館は「地域の情報拠点」として、住民のために資料や情報を提供するなど、地域の実情に即したきめ細かな直接サービスを行うことが期待されている。

こうした役割の違いの中で、都立図書館は、国立国会図書館及び区市町村立図書館と相互に連携・協力しながら、広域行政に求められる以下のような図書館サービスを目指していくべきである。

(1) 広域的・総合的な住民ニーズに応えるサービス

ア 高度・専門的な情報サービス

広域的・総合的情報拠点として、高度・専門的なレファレンスや情報通信技術を活用した都立図書館独自のサービス、学校教育への支援、政策立案支援等、都民のニーズに応える情報サービスの提供を行う。

イ 資料・情報の提供

区市町村立図書館で収集することが困難な専門書や高価本、インターネット上の情報等の多様な資料を、都立図書館が広域的立場から収集・整理し、長期に保存することによって、都民の利用に供する。

(2) 区市町村立図書館への支援

区市町村立図書館に対する協力事業として、都立図書館が所蔵する資料の協力貸出しを行うとともに、協力レファレンスや研修等を充実させ、地域の情報拠点化を目指す区市町村立図書館を支援する。

(3) 図書館相互協力ネットワークづくり

都立図書館と区市町村立図書館間だけではなく、区市町村立図書館の相互協力ネットワークづくりを提案し、東京都全体の図書館サービスの向上を目指す。

<都立図書館が目指すサービス向上の具体策>

(1) 図書館利用の機会を拡大する。

入館利用の年齢制限を廃止する。

デジタルデバイドを解消する。

(2) 多様な資料を提供する。

資料収集率の向上により、専門書や高価本等を提供する。

インターネット上の電子情報等の多様な資料を提供する。

貴重資料や都政資料を電子化して、ホームページ上で提供する。

(3) 情報通信技術を活用したサービスを行う。

自宅から各種図書館サービスの申込受付ができるようにする。

他の図書館の蔵書も同時に検索ができるようにする。

(4) 学校を支援する。

「調べ学習」に対して、協力レファレンスを行う。

司書教諭等を対象とした専門研修に協力する。

(5) 区市町村立図書館への支援を充実する。

区市町村立図書館が求める協力支援のニーズを把握するしくみを作る。

高度・専門的な協力レファレンスを行う。

レファレンス事例のデータベース化を図る。

図書館業務に関する専門研修を支援する。

区市町村立図書館間の相互協力を推進するしくみづくりを提案する。

都立図書館が、第2章で述べたような課題を解決し、新たなサービスを展開していくためには、具体的には、以下のことに取り組んでいく必要がある。

2 広域的・総合的情報拠点としての都立図書館

(1) 高度・高品質な情報サービスの提供

ア 高度・専門的なレファレンスサービス

都立図書館は広域的自治体の図書館として、区市町村立図書館が行うことが困難な高度・専門的なレファレンスを中心に行う。このため、迅速かつ的確なレファレンスが行えるよう、都立図書館が必要とする資料の収集率を向上させるとともに、都立図書館の司書が、参考図書を有効活用する能力だけでなく、インターネット上の情報へのナビゲート能力等を研修を通じて高めていく。

イ 情報通信技術を活用した都立図書館独自のサービス

今日の都市社会において、情報は量的・質的に拡大し、インターネットの利用などにより、都民の情報へのアクセス方法も多様化している。情報通信技術の進展は、図書館サービスのあり方を変え、従来の「来館しなければ受けられなかった図書館サービス」から「来館しなくても都民と図書館が直接繋がる広域的な図書館サービス」を提供できる可能性を生み出した。

都立図書館は、所蔵資料に加え、インターネット上の電子情報を活用した図書館サービスを充実・強化し、都民のだれもが、情報の洪水の中から、必要とする情報に自由かつ的確にアクセスでき、容易に入手することができるように支援していく必要がある。

このため、以下のことを検討した上で、「都立図書館電子図書館推進マスタープラン」(仮称)を策定・実施し、情報通信技術を活用した都立図書館独自の高度・高品質な情報サービスを広域的・総合的に展開すべきである。

所蔵資料とインターネット上の情報源等を整理・編集し、情報としての価値を高めて提供すること。

外部データベースの活用と利用提供の拡大を図ること。

都政資料や都立図書館だけが所蔵している貴重資料を電子化し情報発信を行う「デジタルライブラリー」を実現すること。

電子メールやメールマガジン等のコミュニケーションツールを活用すること。

(2) 学校との協力・連携

学校教育と社会教育の協力・連携により、都立図書館は、子どもの学習活動等の支援に取り組んでいく。

ア 都立学校

都立図書館は、学校教育における「調べ学習」などの課題解決型学習を支援する。

児童・生徒が、学校図書館を窓口として、都立図書館の豊富な資料群へアクセスし、都立図書館の資料を利用することができるようなくみづくりを検討する。

また、都立図書館は、都立学校に対して、協力レファレンスの実施、外部データベースを利用した支援等、学習に関連した情報提供を行うことにより、児童・生徒の学ぶ力を高めることに貢献する。

イ 小・中学校と区市町村立図書館

都立図書館は、レファレンス等のノウハウを生かし、公立小・中学校と区市町村立図書館との協力・連携を支援する。例えば、都立図書館のホームページに、情報交流の場として「学校図書館と区市町村立図書館のページ」を設置し、学習や子どもの読書活動を推進し支援するツールの提供を行う。

ウ 司書教諭への研修

都立図書館は、司書教諭の資質向上や学校図書館の充実を支援する。

平成 13 年度から、東京都教職員研修センターでは、司書教諭資格取

得者を対象とした専門研修を実施しており、都立図書館職員が講師として派遣されている。今後も、同センターでの研修事業を支援し、研修の充実を図っていく。

(3) 政策立案の支援と都政情報の提供

都立図書館は、豊富な所蔵資料群を活かしてのレファレンス機能、その中でも特に、行政資料やインターネット上の行政情報についてのレファレンス機能を、都の政策立案支援や都政情報の提供に活かしていく。

TAIMS から、レファレンス、図書館資料の提供、コピーサービスの申込み等の受付を可能にすることで、政策立案支援サービスの利便性を高め、迅速な政策立案、意思決定に寄与する。

また、東京都公文書館、都民情報ルーム、都庁内各資料室、都議会図書館、特別区協議会資料室等との連携を図ることにより、都庁の各部局や都民が、必要とする資料を容易に入手できるようなサービス体制をこれらの機関と共同で作るとともに、積極的なPRを行い、資料の有効利用を促進する。

3 地域の情報拠点化を目指す区市町村立図書館への支援

(1) 協力事業の推進

都立図書館は、広域的立場から区市町村立図書館への協力支援機能を充実・強化し、多様な協力事業の推進に努めていく。

そのため、区市町村立図書館が都立図書館に求める協力支援のニーズを的確に把握し、また、都立図書館と区市町村立図書館とが連携・協力していくためのしくみづくりを検討する。

ア 協カレファレンス

区市町村立図書館は、地域住民のレファレンスに応える最も身近な窓口である。都立図書館は、区市町村立図書館が地域住民からの多様なレファレンスに迅速かつ的確に対応できるよう、支援を行っていく。例えば、レファレンス事例のデータベース化を図るとともに、レファレンス

のための書誌・索引やレファレンス回答のノウハウを共有化するしくみづくりを行う。

また、都立図書館としては、区市町村立図書館では対応が困難な高度・専門的なレファレンスを中心に行い、区市町村立図書館を支援していく。

イ 研修

都立図書館と区市町村立図書館の相互の職員の専門性を高めるために、平成 13 年度から、都立図書館と区市町村立図書館との交換派遣研修を実施しているが、この研修事業を今後とも拡大し、充実を図っていく。

また、都立図書館が区市町村立図書館職員を対象に行う研修については、レファレンスだけに限らず、区市町村立図書館のニーズも踏まえ、都立図書館職員の専門性を活かし、研修会への講師派遣等も含め、拡大していく。

ウ 協力貸出し

都立図書館は広域的自治体の図書館として、区市町村立図書館が収集することが困難な専門書や高価本などの多様な資料を幅広く収集し、区市町村立図書館に提供していく。

現在、都立図書館の雑誌等の協力貸出しサービスは、多摩図書館が市町村立図書館を対象に行っているが、今後は、区立図書館へも拡大し、全都的なサービスを行う。

エ 情報リテラシー

デジタルデバイドを解消し、個人の情報リテラシー能力(注 11)を高めるため、今後、区市町村立図書館においても住民に対する情報リテラシー支援を行っていくことが考えられる。都立図書館では、現在、「パソコン検索講習会」等の情報リテラシー支援を行っており、その実践から、テキストの共有化や講師養成などの区市町村立図書館への支援を行っていく。

また、都立図書館は、区市町村立図書館では対応できない高度・専門的な情報リテラシー支援を中心に、行っていくこととする。

オ 産業活動等の活性化への支援

今後、起業・創業志望者、就労希望者、NPO等、社会活動に意欲ある個人に対する支援策として、区市町村立図書館が、関連する情報提供や情報源の案内、情報リテラシー能力向上のためのセミナー開催等を行うことが見込まれる。その場合に、都立図書館は広域的立場から、蓄積した情報やレファレンス等のノウハウを活用して、区市町村立図書館に対する支援を行い、産業、社会及び市民活動の活性化を促進していく。

(2) 新たな相互協力ネットワークの提案

都立図書館は広域的立場から、第2（城北）ブロック、第5（江東）ブロック、多摩北部都市広域行政圏等に見られるような区市町村間のブロックによる協力体制をさらに促し、図書館の相互協力が都内全域に拡大できるよう、都内の区市町村立図書館間の連絡調整に努めていく。

さらに、ホームページ上での資料の「横断検索システム」^(注12)を構築し、区市町村立図書館間、区市町村立図書館と都立図書館間の相互協力ネットワークづくりを提案していく。このことにより、東京都公立図書館全体での資料の共有化、相互の資料再活用も活発となり、都民が必要とする資料を、身近な区市町村立図書館で、より早く入手し手軽に利用することができるようになる。

(注11) 情報リテラシー能力

様々な種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく判断し活用する能力

(注12) 横断検索システム

都及び区市町村立図書館が所蔵する資料の書誌データをインターネット上で公開し、横断的に検索できるシステム。複数館の検索が一度でできるようになる。

4 都立図書館の運営体制と機能

社会経済環境の変化や都立図書館の現状を踏まえるとともに、区市町村立図書館との役割分担の中で、広域的・総合的情報拠点としての高度な情報サービスの提供、地域の情報拠点化を目指す区市町村立図書館への支援機能の充実・強化を行い、都立図書館の役割に期待される新たなサービスを展開していくためには、組織・運営方法を、効率化の視点から抜本的に見直し、以下のように都立図書館3館の相互の役割分担・機能を再構築していく必要がある。

(1) 一体的運営の強化

中央図書館を都立図書館3館の中心館と位置付け、管理・運営・企画・協力・収集・整理・サービス等の機能を集中する。中央図書館の統括のもとで、日比谷図書館及び多摩図書館は運営され、3館一体で都立図書館としてのサービス機能を担うこととする。

このため、平成14年度から、組織体制の整備を行い、一体的な運営体制へ移行することにより、都民サービスの向上を目指していく。

ア 収集と収蔵

多摩図書館のサービスを地域分担から機能分担へ変更し、収集、整理を中央図書館で一元的に行うことにより、中央図書館と多摩図書館での重複した資料の収集、保存は行わない、都立図書館として必要な資料は、責任を持って収集、保存を行うとする新たな収集方針と保存方針を策定する。両館での、資料収集、保存は原則1点とすることにより、区市町村立図書館では収集が困難な専門書や高価本など、これまでよりも幅広く多様な資料を収集することが可能となる。こうした資料群を、都民や区市町村立図書館に対して提供するとともに、広域的自治体の図書館に期待されるより高度・専門的なレファレンスにも対応していくことで、都民サービスの一層の向上を図る。

また、都立図書館の書庫を一体的に管理し、相互に活用するため、中央図書館長のもとに新たに「資料管理委員会」(仮称)を設置する。こ

の委員会が収集、保存、再活用の一元的な管理や、収蔵計画を検討することにより、現有書庫の範囲内で、収蔵の効率化を図っていく。この結果、都立図書館が必要とする資料を責任を持って長期的に保存することが可能となり、都民、区市町村立図書館へのレファレンス、資料提供に幅広く応えていくことができる。

イ 協力事業

都立図書館としての統一された方針に従い、中央図書館を中心として、区市町村立図書館への資料の提供、高度・専門的な協力レファレンス、区市町村立図書館との交換派遣研修等の協力事業を推進していく。

多摩図書館が、地域分担から中央図書館との機能を分担する図書館に移行しても、引き続き区市町村立図書館に円滑な資料提供ができるよう、中央図書館と多摩図書館間の資料の運搬手法を工夫していく。

ウ 資料の再利用

中央図書館と多摩図書館とで重複して所蔵している資料は、区市町村立図書館へ提供することを基本とし、資料の再利用を図ることとする。そのため、「再利用基本計画」をまとめ、資料の再利用によって、区市町村立図書館の蔵書の充実に寄与し、都民に有効活用されるようなくみづくりを行う。

(2) 地域分担から機能分担へ

都立図書館3館の利用実態（注13）や立地特性、国のサービス展開の状況（注14）を踏まえ、中央図書館、日比谷図書館及び多摩図書館のサービス地域、機能分担を見直し、以下のように再編する。

ア 中央図書館（中心館）

中央図書館は、都立図書館3館の中心館として、以下の機能を担う。

なお、中央図書館は、成人を対象とした調査研究のための資料を中心に収集・所蔵しているが、こうした資料を、年齢に関わらず調査研究等の必要に応じて利用できる機会を提供するため、現在16歳以上としている入館の年齢制限を廃止する。

- (ア) 都民への高度な情報サービスの提供
 - (イ) 広範囲にわたる資料の収集及び長期保存
 - (ウ) 区市町村立図書館への協力支援（協力レファレンス、研修及び資料の貸出し等）
 - (エ) 図書館未整備地域（島しょ・町村部）への補完サービス
 - (オ) 学校への協力支援
 - (カ) 政策立案への協力支援

（注13）都立図書館3館の利用実態

「都立図書館利用実態調査報告書」（平成8年9月実施）によれば、日比谷図書館の利用者の約7割は社会人で、多摩図書館の利用者の約6割が20代以下となっている。

（注14）国のサービス展開の状況

国立国際子ども図書館が平成14年5月に全面開館する。全面開館時の蔵書数は約20万冊を予定している。

イ 日比谷図書館（視聴覚、新聞・雑誌を中心としたサービス）

日比谷図書館は、以下の機能を分担する。

- (ア) 視聴覚資料に関するサービス
- (イ) 新聞・雑誌に関するサービス
- (ウ) 昼間人口が密集している地域での個人貸出し

個人貸出しは、広域的自治体の図書館としての都立図書館に期待されている役割とは言えないが、日比谷図書館の利用実態を踏まえ、当面は継続することとする。

なお、今後の日比谷図書館については、「老朽化が進む日比谷図書館については、都立図書館全体の体制の中での役割を検討し、そのあり方を抜本的に見直す必要がある。」との平成 13 年度の「東京都行政評価」結果の指摘を踏まえて、また、区市町村との役割分担から、そのあり方を抜本的に見直していく。

<平成 13 年度「東京都行政評価」結果>

東京都立図書館の運営は「抜本的見直し」をすることとされ、総合評価として以下の 4 点が指摘された。

中央図書館に機能を集中させることにより、図書資料の収集・収蔵を一元化し、運営のより一層の効率化を図るべきである。

区市町村立図書館との役割分担を一層明確にし、府県行政に求められる高度な情報サービス機能と区市町村立図書館への協力支援機能を強化すべきである。

IT 化の進展に対応し、都立大学図書館や他団体の図書館など関係機関とのネットワークを構築することにより、都民の生涯学習需要に応え得る情報基盤として都立図書館ならではのサービスを展開していくべきである。

なお、老朽化が進む日比谷図書館については、都立図書館全体の体制の中での役割を検討し、そのあり方を抜本的に見直す必要がある。

ウ 多摩図書館（児童・青少年、文学、多摩行政資料を中心としたサービス）

多摩図書館は、以下の機能を分担する。多摩図書館における児童・青少年サービスは、平成 14 年度から開始することとする。児童・青少年資料についても、都と区市町村の役割分担を踏まえ、区市町村立図書館を支援するという都立図書館の広域的立場から、協力事業やレファレンス機能の充実・強化を図るため、個人貸出しは行わない。

なお、中央図書館と同様に、入館の年齢制限を廃止する。

- (ア) 中央図書館と連携した情報サービスの提供（児童・青少年、文学、多摩行政資料等）
 - (イ) 児童・青少年、文学、多摩行政資料等の収集及び長期保存
 - (ウ) 区市町村立図書館への協力支援（児童・青少年、文学、多摩行政資料、雑誌等）
 - (エ) 児童・青少年資料に関するサービス

おわりに

- 都民の活力を高める情報拠点として

これまで、本委員会は、都立図書館を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえつつ、都立図書館の現状と課題を分析し、新しい時代にふさわしい都立図書館の目指すサービスとその具体的方策を検討してきた。

その中で、国、都及び区市町村の役割分担を明確にしつつ、都立図書館として、高度・専門的な情報サービス、情報通信技術を活用した新たな図書館サービス、学校との協力・連携、政策立案支援サービス、新たな図書館相互協力ネットワークのしくみづくりの提案など、今後の施策展開の方向性を明らかにした。これらの実現に向けては、限られた財源や人的資源を有効に活用して、都立図書館が一体的な運営を行うことが不可欠である。

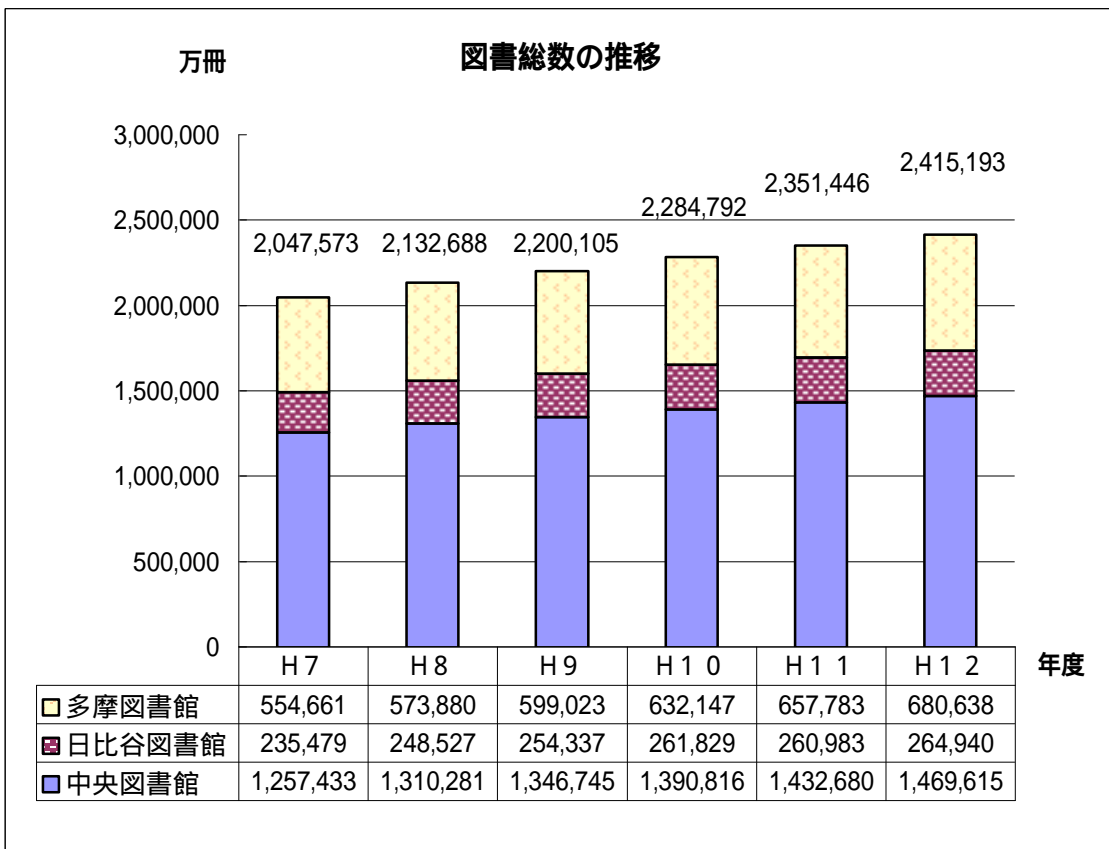
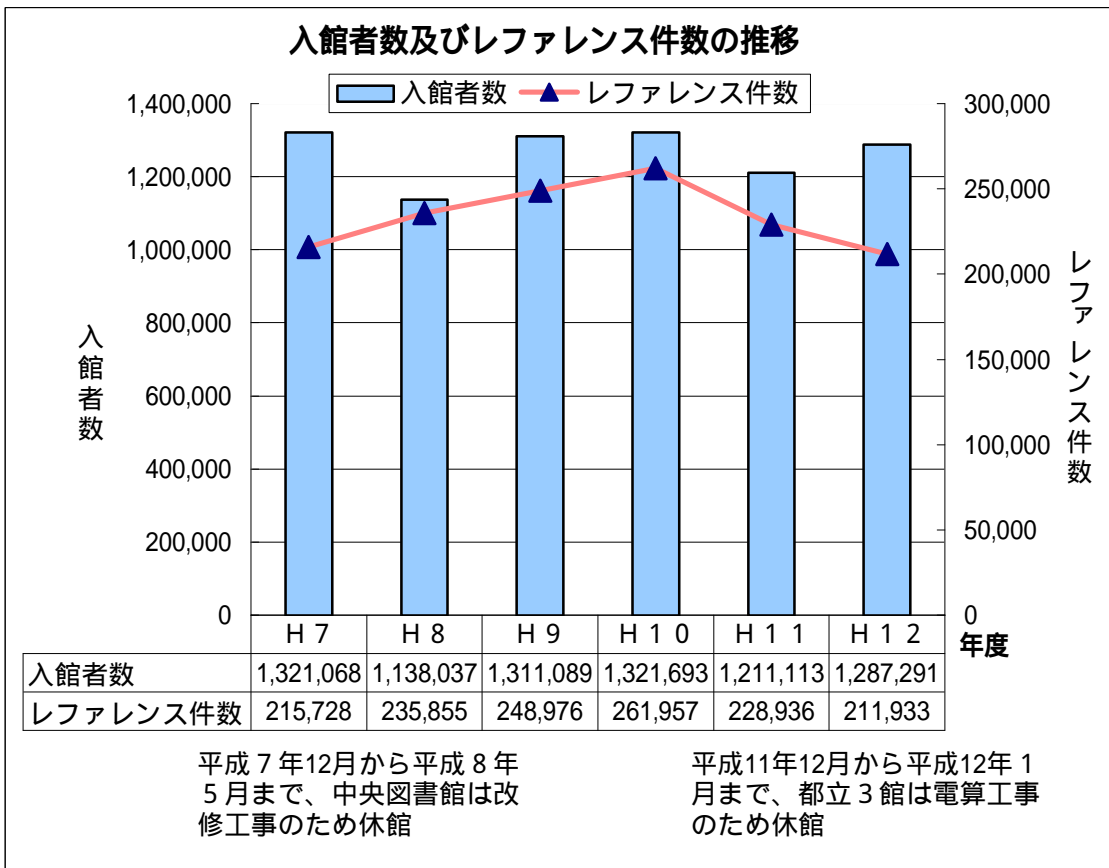
高度情報化社会の中で、効率的な運営による質の高い図書館サービスが都民から期待されている。都民の生涯学習ニーズに応える図書館行政を展開するため、東京都教育委員会は、区市町村立図書館等とも連携・協力しながら、今後、本報告書の内容の具体化に取り組んでいくことが必要である。

今後の都立図書館が、首都東京の情報拠点として都民の活力を高めることができるよう、都立図書館の新たなあり方を提示して、この報告書の結びとする。

参 考 資 料

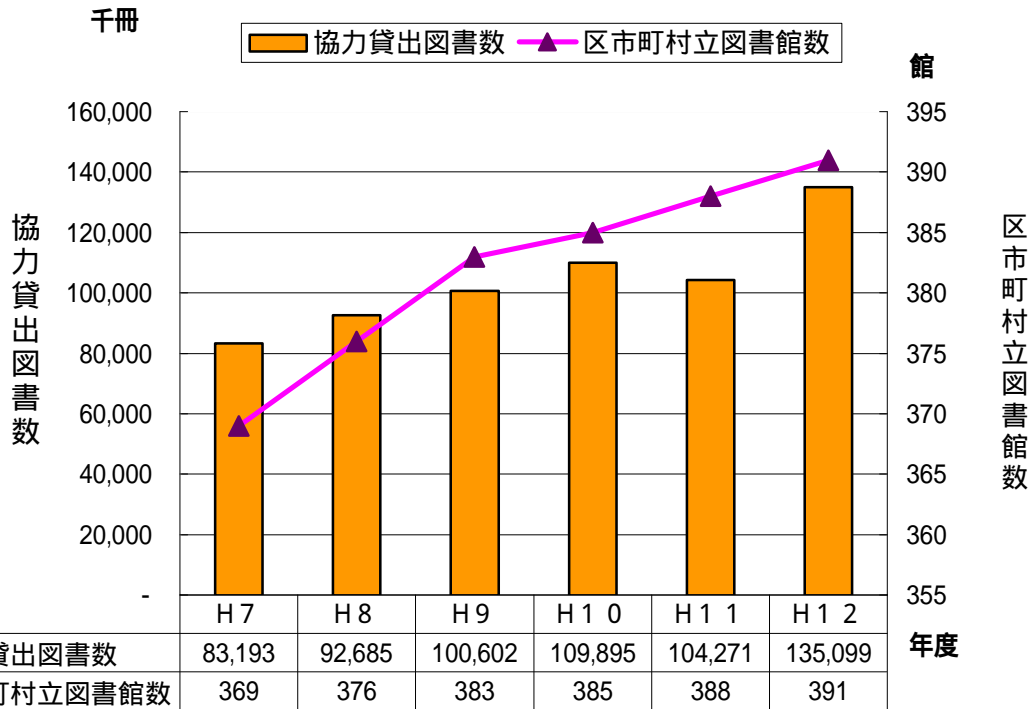
- 1 都立図書館の基本統計……………資料 ~
 入館者数及びレファレンス件数の推移
 図書総数の推移
 協力貸出図書数及び区市町村立図書館数の推移
 協力貸出分野別内訳
 中央図書館レファレンス係別内訳
- 2 都立図書館のあるべき姿（概念図）……………資料
- 3 今後の都立図書館の運営について……………資料
- 4 情報通信技術を積極的に活用した図書館サービスの将来……資料
- 5 政策立案支援サービスイメージ図……………資料
- 6 都立図書館あり方検討委員会設置要綱……………資料
- 7 都立図書館あり方検討委員会委員・幹事名簿……………資料
- 8 都立図書館あり方検討委員会検討経過……………資料

1 都立図書館の基本統計



資料

協力貸出図書数及び区市町村立図書館数の推移

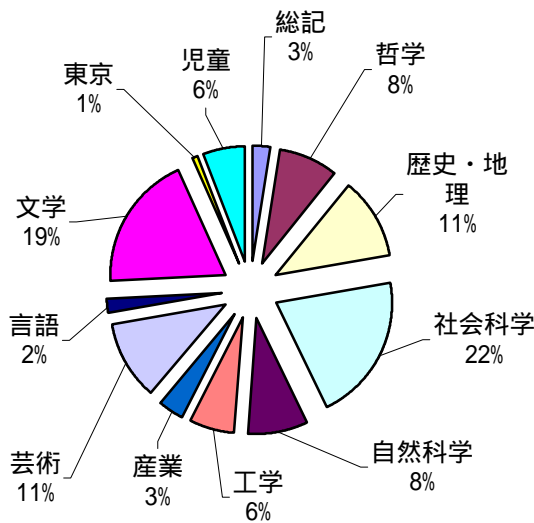


平成7年12月から平成8年5月まで、中央図書館は改修工事のため休館

平成11年12月から平成12年1月まで、都立3館は電算工事のため休館

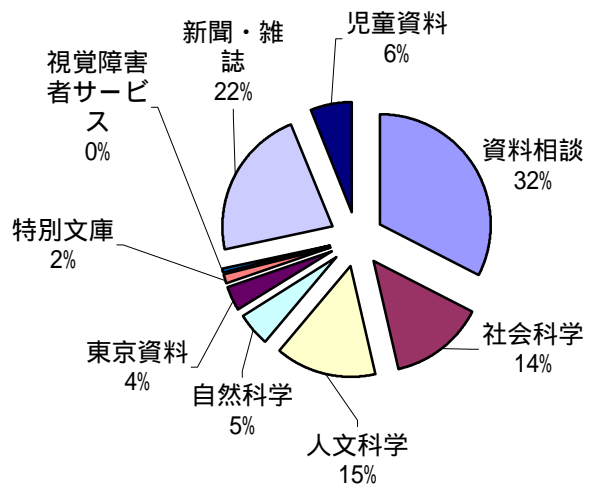
協力貸出分野別内訳

(平成12年9月調査)



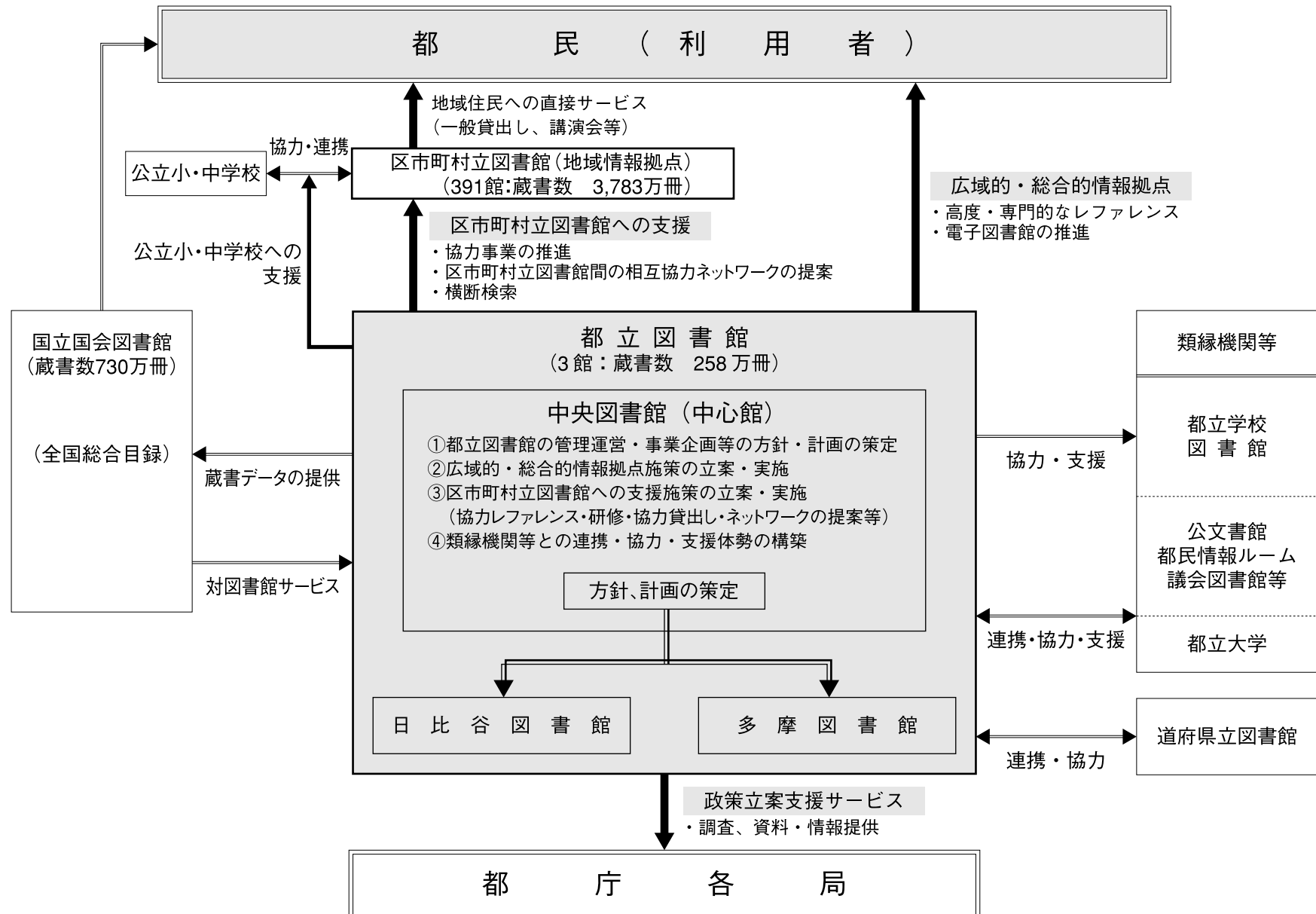
中央図書館レファレンス係別内訳

(平成12年10月19日調査)

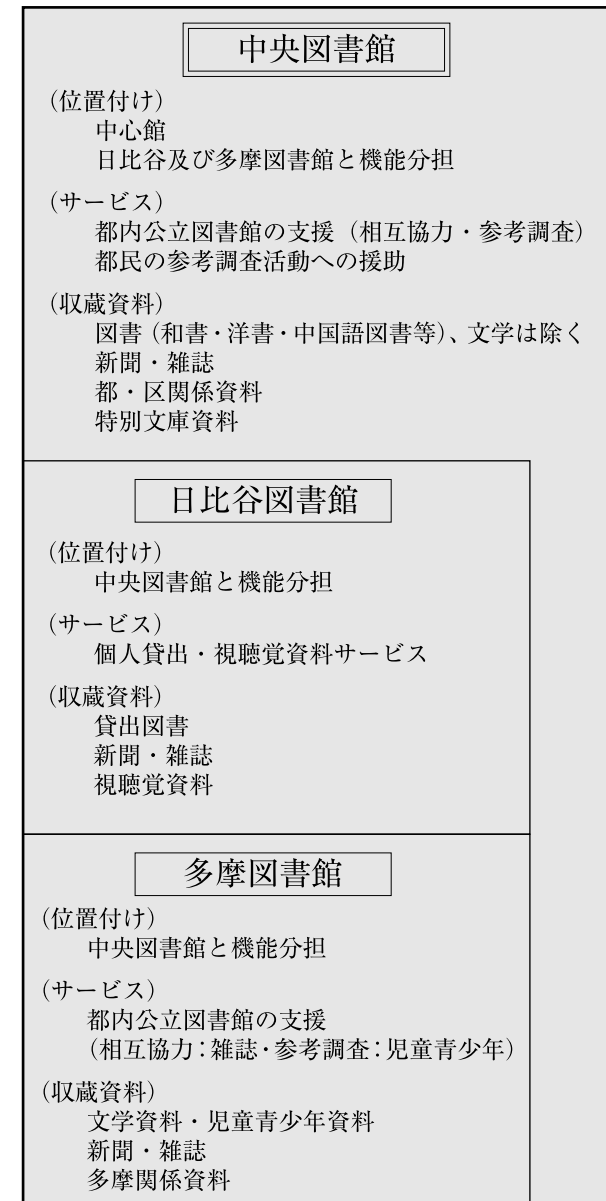
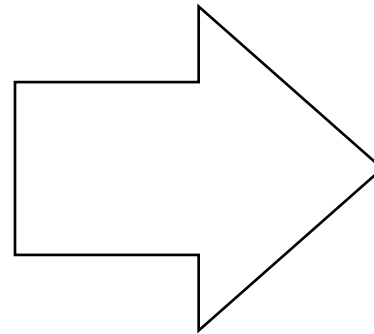
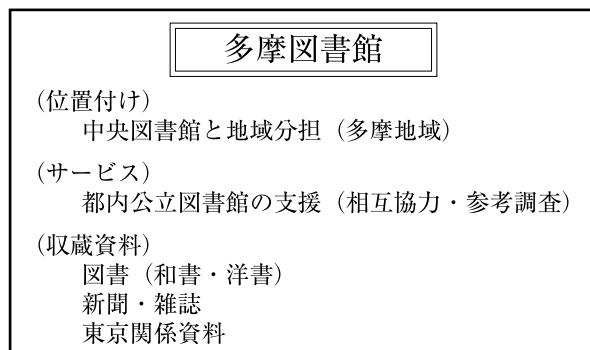
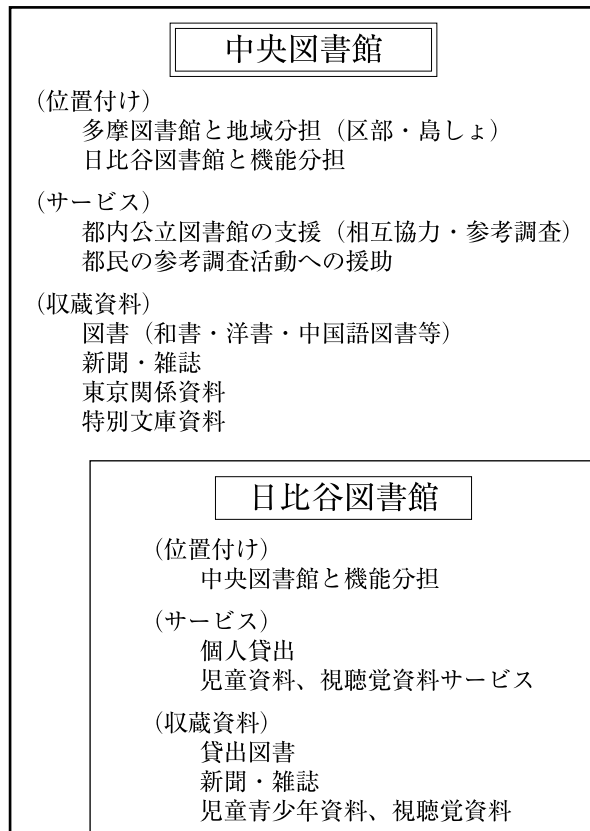


資料

2 都立図書館のあるべき姿(概念図)

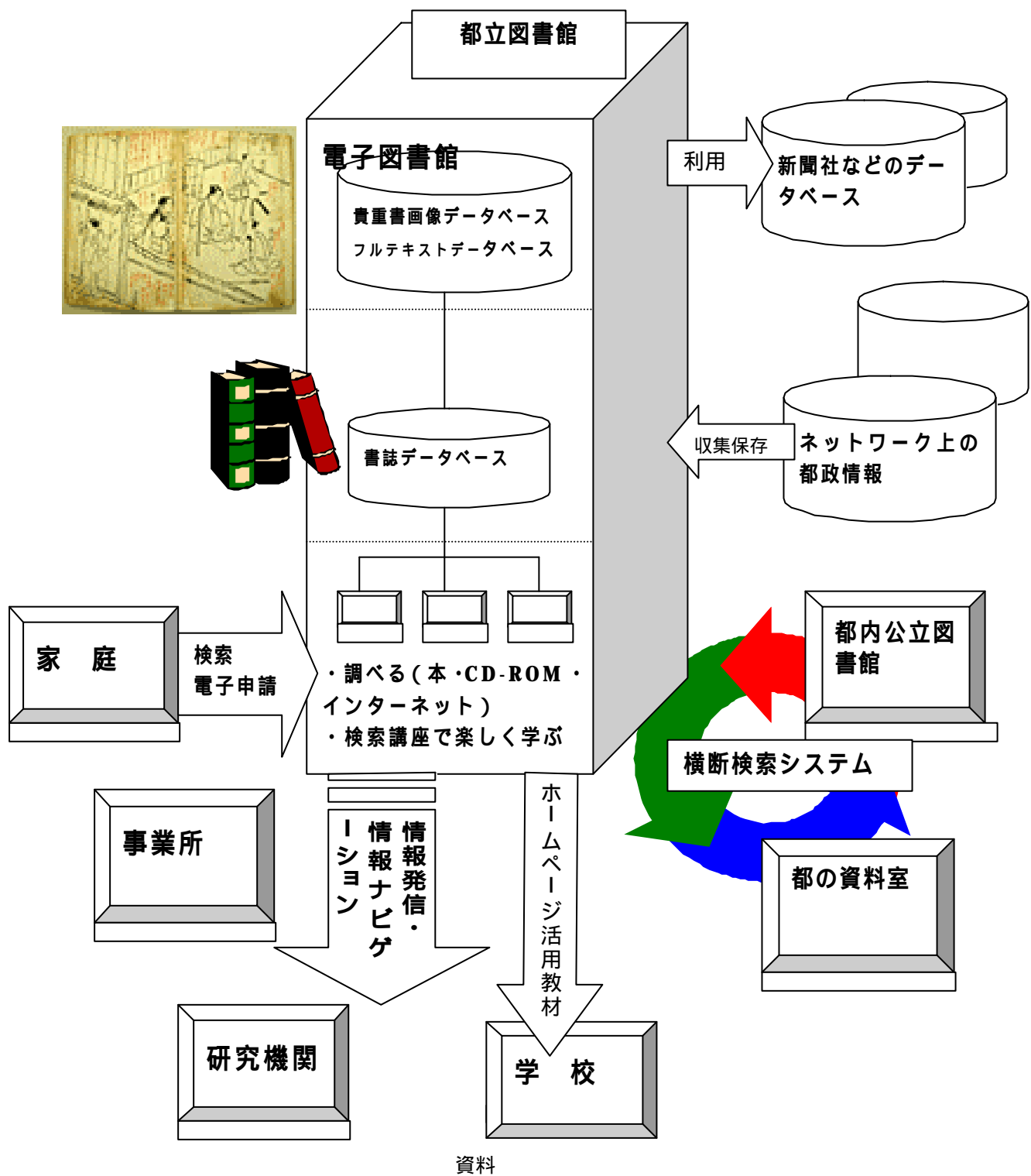


3 今後の都立図書館の運営について

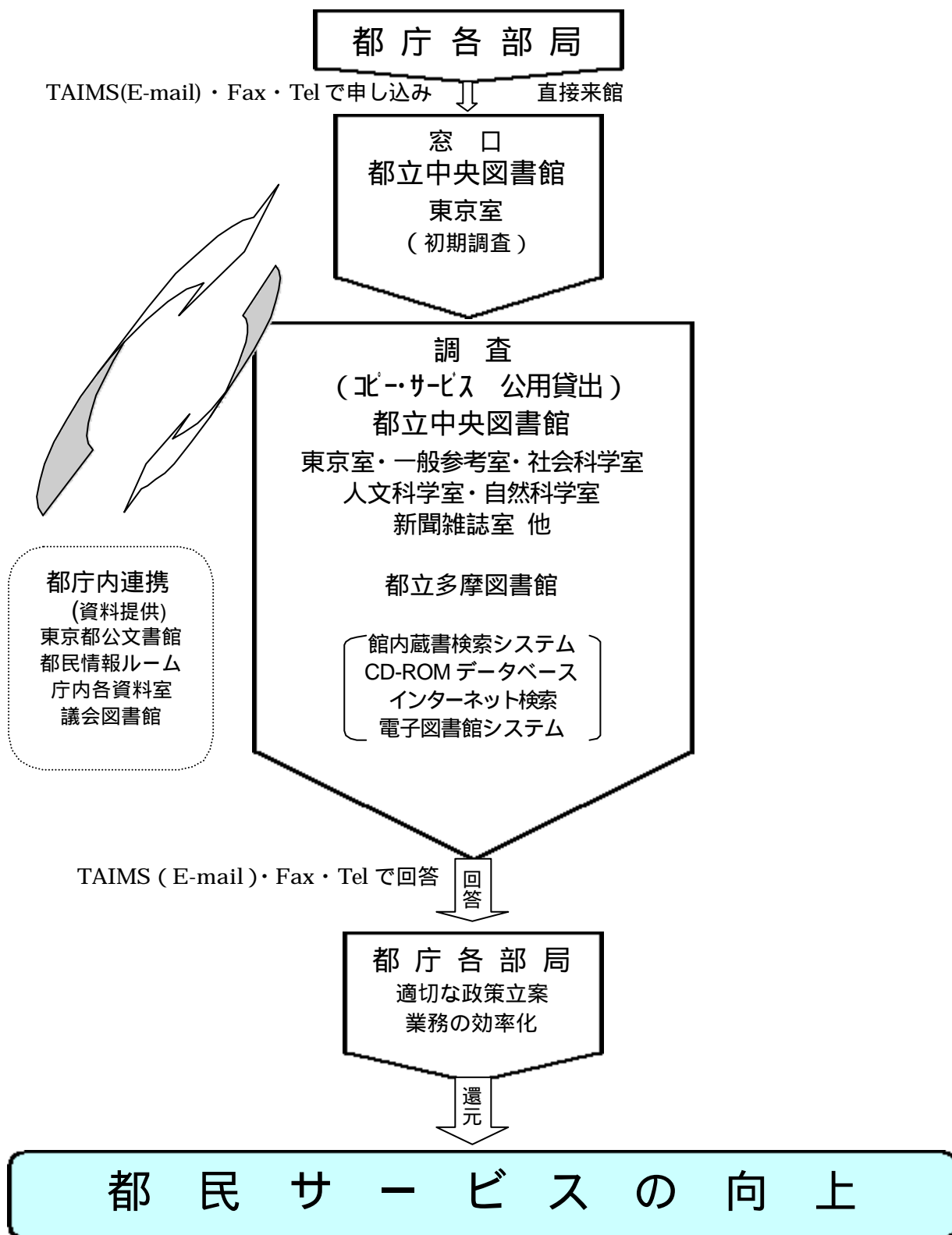


4 情報通信技術を積極的に活用した図書館サービスの将来

- 情報収集・発信基地としての図書館 -



5 政策立案支援サービスイメージ図



6 都立図書館あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 新しい都立図書館のあり方及び3館の当面の体制について、検討するため委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育長に報告する。

- (1) 新しい時代の都立図書館の役割・機能・運営に関すること。
- (2) 国立国会図書館・区市町村立図書館との役割分担及び都立大学等の類縁機関との連携・協力に関すること。
- (3) 日比谷図書館改修後の3館の当面の体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は東京都立中央図書館長をもって充てる。
- (2) 副委員長は生涯学習部長とし、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(招集等)

第 4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 5 委員会には幹事会を置く。

- 2 幹事会は、図書館の機能・運営についての検討及び委員会の検討事項の整理等を行う。
- 3 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(設置期間)

第 6 委員会の設置期間は、設置の日から平成14年3月31日までとする。

(庶務)

第 7 委員会の庶務は、生涯学習部社会教育課において処理する。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行する。

7 都立図書館あり方検討委員会委員名簿

役 職	職 名	氏 名
委員長	中央図書館長	押 切 重 洋 (岡 部 一 邦)
副委員長	生涯学習部長	嶋 津 隆 文
委 員	人権・企画担当部長	石 川 武 (比 留 間 英 人)
	参事(大学等改革担当)	(佐 藤 広)
	中央図書館 管理部長	中 村 憲 司 (外 川 勝 英)
	中央図書館 資料部長	小 阪 守
	日比谷図書館長	齊 藤 一 男 (高 橋 善 彦)
	多摩図書館長	岡 本 冴 子 (宮 下 建 毅)
	社会教育課長 (幹事会幹事長)	鈴 木 薫 (舟 橋 淳)
	中央図書館 企画協力課長 (幹事会副幹事長)	高 島 勝 夫

()内は、前任者氏名

資料

都立図書館あり方検討委員会幹事名簿

役 職	職 名	氏 名
幹事長	社会教育課長	鈴木 薫 (舟橋 淳)
副幹事長	中央図書館 企画協力課長	高島 勝夫
幹 事	教育政策室政策担当課長	坂 崇 司
	教育政策室企画担当課長	直 原 裕
	教育政策室予算担当課長	三田村 みどり
	教育政策室企画担当課長	松 本 眞 一
	企画室副参事(大学等改革担当)	(土 淵 裕)
	中央図書館 収書整理課長	海 谷 利 明
	中央図書館 情報サービス課長	古 澤 公 英 (比 嘉 時)
	日比谷図書館 管理課長	石 島 侖
	多摩図書館 協力課長	柳 町 讓 二 (桐 山 靖 彦)

()内は、前任者氏名

8 都立図書館あり方検討委員会検討経過

	開催月日	主な検討項目
第1回 委員会 幹事会	平成13年4月5日(木)	検討課題等、見直しの基本的方向と検討スケジュール
第2回 幹事会	平成13年4月27日(木)	都立図書館の役割について 収蔵対策について
第3回 幹事会	平成13年6月5日(火)	都立図書館の役割について 収蔵対策について
第2回 委員会	平成13年6月15日(金)	都立図書館の運営体制について 収蔵対策について
第3回 委員会 第4回 幹事会	平成13年7月12日(木)	「都立図書館あり方検討委員会」中間まとめ
第5回 幹事会	平成13年8月27日(月)	今後の都立図書館の運営について
第6回 幹事会	平成13年9月19日(水)	区市町村立図書館への支援について
第4回 委員会 第7回 幹事会	平成13年9月27日(木)	都立図書館の機能について
第8回 幹事会	平成13年10月29日(月)	収蔵方針について 最終報告要旨の検討
第9回 幹事会	平成13年11月20日(火)	最終報告案の検討
第5回 委員会	平成13年12月20日(木)	最終報告書(案)について
第6回 委員会	平成14年1月15日(火)	最終報告書(案)について
第7回 委員会	平成14年1月23日(水)	最終報告書の決定

資料

都立図書館あり方検討委員会報告正誤表

本文 5 p 一行目 (誤) 東京都教育委員会では (正) 都では

参考資料目次 (誤) 「3 今後の都立3図書館の運営について」
(正) 「3 今後の都立図書館の運営について」

資料 下記の表を印刷し、第7回幹事会以下を差替えてご利用ください。

第4回	委員会	平成13年9月27日(木)	都立図書館の機能について
第7回	幹事会		
第8回	幹事会	平成13年10月29日(月)	収蔵方針について 最終報告要旨の検討
第9回	幹事会	平成13年11月20日(火)	最終報告案の検討
第5回	委員会	平成13年12月20日(木)	最終報告書(案)について
第6回	委員会	平成14年1月15日(火)	最終報告書(案)について
第7回	委員会	平成14年1月23日(水)	最終報告書の決定